

岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する 基本的な計画

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定に基づき、同項の基本計画を次のとおり定める。

令和5年3月31日

〔岩手県、盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、
遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、
奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、
西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、
田野畠村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町〕

1 策定の趣旨

本県では、県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」（以下「県民計画」という。）に、「収益力の高い食料・木材供給基地づくり」や「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成」等を政策項目に掲げ、環境保全型農業など安全・安心な産地づくりの推進や再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガス排出削減対策の推進などに取り組んでいるところである。

また、国においては、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに対処し、農林水産業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定した。

さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として、みどりの食料システム法が制定・施行され、同法に基づく国の基本方針である「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公表されたところである。

本計画は、この基本方針に基づき、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指し、県と市町村が共同で策定するものである。

2 本計画の位置づけ等

- (1) 本計画は、みどりの食料システム法第16条第1項に基づく、岩手県及び県内市町村が共同して作成する基本計画として位置づける。
- (2) 本計画は、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第7条の規定に基づく推進計画として位置付け、「“ひと”と“環境”に優しい いわての農業生産推進方針」（令和3年3月策定）は、この計画に統合するものとする。
また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づく「岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年3月策定）は、この計画に統合するものとする。
- (3) 本計画は、次に掲げる本県の既存計画に基づく各種施策や、各市町村の農林水産業や地球温暖化に関連する計画との整合性を考慮しながら、計画の推進を図る。

<関連する主な計画等>

- 「いわて県民計画（2019～2028）」（令和元年7月策定）
- 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（令和5年3月策定）
- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月策定）
- 岩手県食の安全安心推進計画（令和3年3月策定）
- 岩手県家畜排せつ物利用促進計画（令和3年3月策定）
- いわて農業農村活性化推進ビジョン（平成28年2月策定）
- いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）（令和5年3月策定）
- 岩手県県産木材等利用促進基本計画（令和4年3月改定）

3 計画期間

本計画の期間は、基本方針や「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランを踏まえ、令和5年度から令和8年度までとし、社会経済情勢の変化や地域の取組状況等を考慮しながら、必要な見直しを行う。

4 環境負荷の低減に関する目標

目標指標	基 準 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
認定農林漁業者数 ^{*1} （人・組織）	0	3,200
有機農業に取り組む農家数 ^{*2} （戸・組織）	79	100
国際水準G A P取組産地割合（%）	0	40

※1 みどりの食料システム法第19条の規定により認定された、環境負荷低減事業活動実施計画に基づき取り組む農林漁業者（団体である場合は、構成する農林漁業者を含む。）

※2 環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家

5 環境負荷低減事業活動の取組内容に関する事項

本県において、環境負荷低減事業活動として求められる具体的な活動は、以下のとおりとし、農業者や関係機関・団体等と連携して推進する。

（1） 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

化学肥料や化学農薬の使用量を低減する、堆肥等による土づくりや効率的な病害虫防除など、環境保全型農業の取組を推進する。取組に当たっては、必要に応じて、別紙「みどりの食料システム実現に資する農業生産方式」や「岩手県肥料コスト低減技術マニュアル」を参考とする。

ア 堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理の推進

（ア） 緑肥や堆肥等の施用により、土壤の物理性や化学性の改善等、土づくりを推進する。

（イ） 生産者組織や農業者自らが、土壤診断に基づく適正施肥を実践できるよう、簡易分析手法の活用を含めた定期的な土壤診断の取組の拡大を図る。

（ウ） 土壤診断に基づく適正施肥や堆肥の活用など化学肥料の使用量を低減する、環境に配慮した施肥体系への転換を図る。

（エ） 農業者や指導者を対象に、土壤肥料の知識習得や技術向上に向けた研修会等を開催し、施肥改善の実践・指導ができる人材を育成する。

（オ） 局所施肥など肥料の利用効率を高める技術や、リモートセンシングによる可変施肥などスマート農業技術を活用した効率的な施肥技術の導入を促進する。

イ 効率的な病害虫防除と雑草管理の推進

（ア） 予防、判断、防除の取組を組み合わせ、病害虫の発生を抑制する総合防除を推進する。

（イ） 発生予察や病害虫防除の要否判断技術を活用した効率的な防除体系の導入を支援する。

（ウ） 耕種的防除や生物的防除、物理的防除の組み合わせ等により、化学農薬の使用量低減の取組を推進する。

（エ） 新奇病害虫について、発生生態の解明を進めるとともに発生予察システムの開発を促進する。

(オ) A I を活用した病害虫早期診断など、スマート農業技術を活用した効率的な防除技術の開発・普及を推進する。

ウ 有機農業の推進

(ア) 有機農産物等アドバイザーを派遣し、有機 J A S 認証制度や栽培管理等に関する指導及び助言を行い、国際水準の有機農業に取り組む農業者等を支援する。

(イ) 農業者団体等との連携による技術交流会等を開催し、有機農業の実践者や志向者の相互研鑽を支援する。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

農林水産業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量の削減に向け、農林水産業機械や漁船の省エネルギー化、再生可能エネルギーを活用した生産などの取組を推進する。

ア 化石燃料の使用量削減

(ア) 施設園芸における木質バイオマスボイラーやヒートポンプ等の省エネ設備の導入を促進する。

(イ) 農林水産業機械や漁船の省エネルギー化・電動化を促進する。

イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産管理技術の導入

(ア) 水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長など、メタン等温室効果ガスの発生抑制効果がある生産技術の導入を促進する。

(イ) 強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換等を促進する。

(ウ) 放牧地でのふん尿の分解により、堆肥堆積と比べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制する放牧を促進する。

(エ) 家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給与等による、一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出を抑制する取組を促進する。

ウ 再生可能エネルギーの導入促進

(ア) 農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入に向けた普及啓発に取り組む。

(イ) 地域の需要量を超えて発生している家畜排せつ物の必要に応じた電気・熱等のエネルギー利用を促進する。

(ウ) 木質バイオマスを熱や電気エネルギーとして利用する「熱電併給システム」の普及などに取り組む。

(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

ア プラスチックの排出抑制

(ア) プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制

水稻栽培において、水尻への流出防止ネットの設置などにより、被膜殻をほ場外に流出させない取組を進める。

(イ) 生分解性マルチの利用促進

露地野菜等のビニールマルチを用いた栽培体系において、生分解性マルチの利用を促進する。

イ その他、国が定める基本方針第二の要件に適合し、知事が必要と認める活動を推進する。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(1) 新品種の育成・普及

岩手県農業研究センターにおいて、(公財) 岩手生物工学研究センターとの共同研究により、化学肥料・化学農薬の低減に資する少肥適応性品種（品目：水稻）や病害抵抗性品種（品目：水稻、りんご等）を育成する。

(2) 良質な堆肥生産の推進と広域的な流通の円滑化

ア 家畜排せつ物の有効活用を促進するため、水分調整材を適正に使用し、切り返し作業による発酵促進など、良質な堆肥の生産を推進する。
イ 堆肥の広域流通に向け、県内の供給可能な堆肥の情報を県ホームページ等で発信するとともに、堆肥のペレット化や、堆肥を活用した指定混合肥料等の新たな肥料の開発を推進する。

(3) スマート農林水産業の推進

ア 大学や民間企業との産学官連携により、ロボット、A I、I o T等の技術を活用した生産性・収益性を高めるスマート農業技術の開発・普及に取り組み、農業D Xを推進する。
イ 森林の管理や施業の効率的な実施に向け、森林G I Sや森林クラウドなどデジタル技術の活用により、スマート林業を推進する。
ウ 養殖生産の効率と収益力を高める自動給餌システムや水温自動観測ブイの導入等により、スマート水産業を推進する。

7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

(1) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の販路拡大

学校給食への食材供給など、域内での農林水産物の消費拡大や、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を推進する。

(2) 環境負荷低減事業活動への理解促進

関係機関・団体と連携したセミナーの開催等により、環境負荷低減事業活動に対する県民の理解を深める取組を推進する。

8 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県、市町村が連携して対応することとし、今後、地域のモデル的な取組事例の創出、横展開に向けて、特定区域の設定に努める。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他の国際連携施策を有効に活用するとともに、農業生産工程管理（G A P）の面向取組の推進

など、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら環境保全につながる施策を講ずる。

(1) G A Pによる持続可能な農業生産の取組推進

ア 国際水準G A Pの理解促進

- (ア) 研修会等の開催により、産地や生産者の国際水準G A Pに対する理解促進を図る。
- (イ) 産地への国際水準G A Pや畜産JG A Pの普及を円滑に進めるため、国主催研修等の活用や県主催研修の充実により、G A P指導者の継続的な育成を図る。

イ 国際水準G A Pの取組推進

- (ア) 産地による主体的な国際水準G A Pへの取組を目指し、関係機関と連携した面的取組を推進する。
- (イ) 第三者認証を志向する産地や農業者等に対し、取得に向けた取組を支援する。